

第168号

みどり  
**水土里ネット** 児島湾  
みどり  
水土里ネット  
だより

平成27年12月1日 児島湾土地改良区 岡山市南区あけぼの町3番6号 ☎(086)262-0175



「錦六区機場」の建屋とその内部（8頁に詳細解説）

**電話番号のお知らせ（直通）**

総務課	(086)262-0175 下記以外の事務全般(賦課徴収含む)
総務課会計係	(086)262-3919 会計経理全般
維持管理課	(086)262-0176 維持管理事業全般(県管理用排水機場関係)
施設管理課	(086)262-0310 基幹水利事業全般(藤田用排水機場関係) 藤田用水管理事業全般、県営事業全般
農村整備課	(086)262-0177 土地改良事業全般(工事関係)
児島湾土地改良区	(086)263-5244 (FAX)
堤防管理事務所	(086)267-3002 (086)267-3001 (FAX) 児島湖水位調整等(操作室)

◇もくじ◇

臨時総代会挨拶及び提案趣旨説明	2
平成26年度一般会計決算状況……	4
臨時総代会開催……	5
地区及び組合員の状況……	5
土地改良区の財産状況……	6
平成26年度操作作業決算状況……	7
平成26年度藤田用水決算状況……	7
平成26年度土地改良事業実績……	8
平成26年度決算監査報告……	9
児島湖ふれあい環境フェア……	9
役員任期満了のお知らせ……	10
事務局人事異動……	11
ゴミの投棄をなくしましょう……	11
転用等、地区除外に伴う決済金…	12

# 平成27年度第1回臨時総代会挨拶 並びに提案趣旨説明

平成27年10月9日

理事長 宮 武 博



平成27年度第一回臨時総代会を開催するにあたり、一言ご挨拶申し上げます。

爽やかな、実りの秋を迎え総代各位には益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。また本日は、ご多忙の中、

多数ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

平素より児島湾土地改良区の事業運営が円滑に推進出来ますことは、総代各位のご理解とご協力の賜物と深く感謝いたしております。

今年の夏は、酷暑と台風が多発など、相変わらず異常気象が続いております。茨城県、宮城県では記録的大雨により河川の堤防が決壊するなど、甚大な被害に見舞われました。被災された方々に対しましては心よりお見舞い申し上げますとともに、一刻も早い復旧を願っております。当地にも台風11号が接近して参りましたが大きな被害が発生しなかったことは、幸いでございます。

しかしながら、台風、大雨など自然現象の程度は年々その激しさを増し当地でも、ひとたびその直撃を受ければ、思いもよらない大きな被害が発生する事も予想されます。あきらかに自然環境が変わっているにもかかわらず従来意識で対応しては、被害は拡大するばかりであります。防災意識を高めるだけでなく、行政による新たな防災のための避難計画などの整備が急がれているところでございます。

当地域は締切堤防とそれによって出現した児島湖を有する干拓地であり、これまでも、

地域の連帯によって農業基盤整備や基幹水利施設の建設を実現してきた歴史がございます。農業農村社会の変容のほか、農業施設に対する社会的要請の変化や老朽化など当地の農業をとりまく環境もめまぐるしく変化しておりますが、締切堤防をはじめ用排水機場など、当地の主要基幹水利施設の操作を担う当改良区といたしましても地域組合員や関係行政機関のご理解とご援助をいただきながら、今後とも適正な施設の管理と基盤整備事業の推進、及び諸問題解決のために一層の努力をして参りたいと考えております。



次に、本総代会に提出しております各議案は、すでにご案内申し上げますので、十分ご検討いただいていることと存じます。

本日審議いただきます議案は、委員会、理事会で慎重に審議し、監事会で監査していただいたものを、ここに提出しております。

総代各位には十分なる審議をいただきまして、承認と議決をいただきますようお願いいたします。



それでは、本日提案しております議案の趣旨説明をいたします。

まず、**議案第1号**は、平成26年度事業報告の承認についてであります。本件は、地区及び組合員の状況、土地改良事業、児島湾締切堤防樋門開門操作等委託作業、藤田用水管理事業の実施状況及び事務の経過などです。

次に、**議案第2号**は、平成26年度一般会計・特別会計収支決算並びに財産目録の承認についてであります。

土地改良事業は、5億5千85万8千円の事業費となり、前年対比4%の減となっております。

一般経常費につきましては引き続き経費の節減を図り、執行して参りました。

その結果、賦課金調整基金と退任慰労金退職手当積立金へ3千123万5千円を繰出し、一般経常費は実質で1億4千107万円余の決算となっております。

**議案第3号**は、平成26年度特別会計児島湾締切堤防樋門開門操作等委託作業収支決算並びに財産目録の承認についてであります。本件は岡山県との契約にもとづき、操作作業を実施した内容の決算であります。

次に、**議案第4号**は、定款及び定款附属書役員選挙規程の変更並びに規約、諸規程の改正の議決であります。本件は事業の法制化、及び法律の改正に伴う定款、規約の変更とともに字句の訂正なども行うものです。

次に、**議案第5号**は、平成27年度関係土地改良事業計画変更の議決についてであります。本件は、当初33地区、5億3千400万円の計

画事業費としていましたが、関係機関とも内容を検討し調整しました結果、地区数は33地区、事業費は6千429万円減の4億6千971万円に変更するものであります。

また、**議案第6号**は、(株)日本政策金融公庫資金借入計画変更の議決についてですが、本件は、前議案の土地改良事業の変更に伴い、借入金を変更するものであります。

**議案第7号**は、平成27年度藤田用水管理事業実施計画変更の議決についてですが、本件は、事業実施の変更に伴い一部事業計画内容を変更するものであります。

**議案第8号**は、平成27年度一般会計・特別会計収支補正予算（案）の議決についてであります。本件は、議案第5号の土地改良事業の変更と前年度決算による繰越金の変更が補正の主なものであります。

次に、**議案第9号**は、平成27年度児島湾締



切堤防樋門開門操作等作業委託計画変更の議決についてですが、本件は去る3月開催の通常総代会で委託作業計画を2億7千702万円で議決をいただいていたのですが、2億7千604万8千円で作業計画を変更するものであります。

次に、**議案第10号**は、平成27年度特別会計児島湾締切堤防樋門開門操作等作業委託収支補正予算（案）の議決についてですが、本件は前議案の作業計画の変更と26年度決算の確定により補正するものであります。

議案の内容につきましては、議案審議の際、担当より詳細に説明をさせますので、ご意見をいただき承認並びに議決を賜りますようお願い申し上げます。

以上、本日提出しております議案の概要につ

きましてご説明申し上げましたが、本土地改良区に関する諸問題につきましては、役職員一同努力を重ねて参る所存であります。

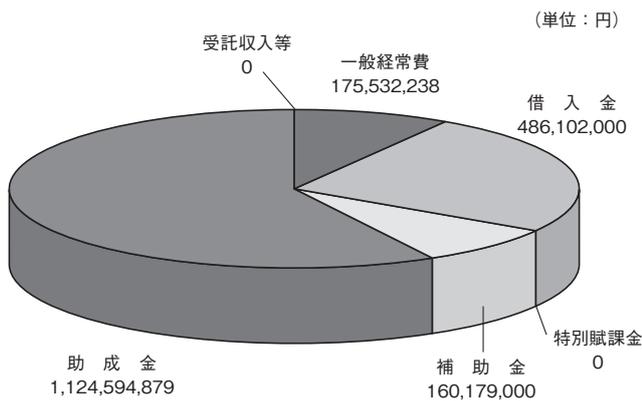
総代各位におかれましても、格段のご理解とご鞭撻<sup>べんたつ</sup>を賜りますようお願い申し上げます。挨拶並びに提案趣旨説明とさせていただきます。



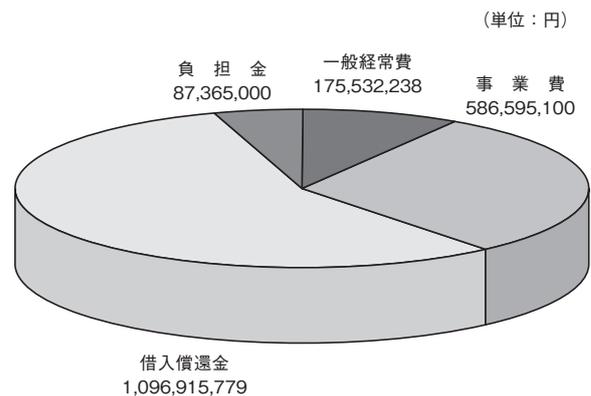
### ◇平成26年度一般会計決算について

#### 【一般会計】

収入合計 1,946,408,117円

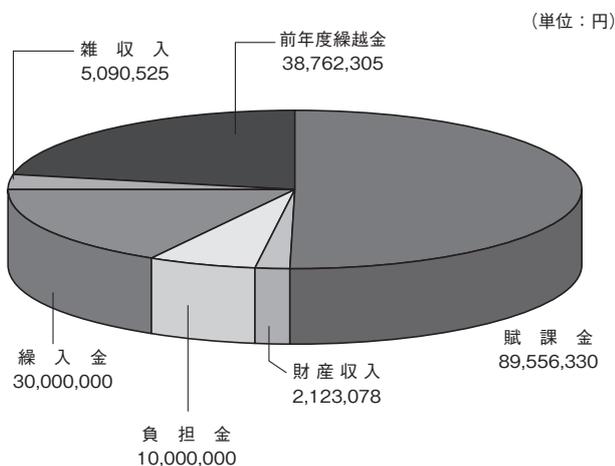


支出合計 1,946,408,117円

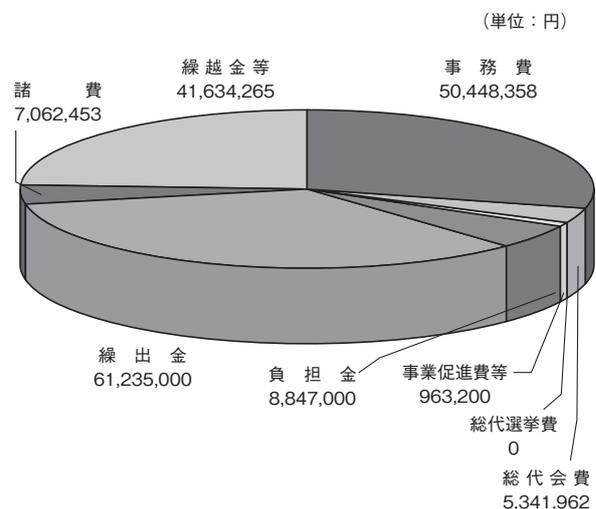


#### 【一般経常費の内訳】

収入合計 175,532,238円



支出合計 175,532,238円



## ◇平成27年度第1回臨時総代会の開催について

平成27年度第1回臨時総代会が、平成27年10月9日（金）本土地改良区4階大会議室において、総代72名、役員14名出席のもとで開催されました。当日の議長には「矢吹孝治」総代が選任され、宮武理事長の挨拶並びに提案趣旨説明の後、議案審議に入り、10議案が賛成多数で原案のとおり承認・可決決定されました。提出議案は次のとおりです。

### I 議案

- 議案第1号 平成26年度事業報告の承認について
- 議案第2号 平成26年度一般会計・特別会計収支決算並びに財産目録の承認について
- 議案第3号 平成26年度特別会計児島湾締切堤防樋門閘門操作等委託作業収支決算並びに財産目録の承認について
- 議案第4号 定款及び定款附属書 役員選挙規程の変更並びに規約、諸規程の改正の議決について
- 議案第5号 平成27年度関係土地改良事業計画変更の議決について
- 議案第6号 (株)日本政策金融公庫資金借入計画変更の議決について
- 議案第7号 平成27年度藤田用水管理事業実施計画変更の議決について
- 議案第8号 平成27年度一般会計・特別会計収支補正予算（案）の議決について
- 議案第9号 平成27年度児島湾締切堤防樋門閘門操作等作業委託計画変更の議決について
- 議案第10号 平成27年度特別会計児島湾締切堤防樋門閘門操作等作業委託収支補正予算（案）の議決について

## ◇地区及び組合員の状況（平成26年度末）

平成27年5月31日調整

	属地による区分	26年度末地積	26年度末組合員数
第1区	岡山市南区（浦安本町、浦安西町、浦安南町、南輝、福成）	2,792,921㎡	359人
第2区	玉野市（東・南七区、八浜町大崎、東高崎、槌ヶ原、宇藤木）	3,421,576	401
第3区	岡山市南区（迫川、西高崎、宗津、片岡、川張、彦崎）	3,944,268	532
第4区	岡山市南区（西七区、北七区）	7,107,445	358
第5区	倉敷市（藤戸町藤戸、藤戸町天城）、岡山市南区（植松）	1,238,618	316
第6区	岡山市南区（東畦、内尾）	4,330,069	525
第7区	岡山市南区（中畦）	3,643,952	300
第8区	岡山市南区（曾根、西畦）	3,917,697	342
第9区	岡山市南区藤田（旧藤田村大曲、旧藤田村都）	4,744,085	327
第10区	岡山市南区藤田（旧藤田村錦）	2,269,106	216
第11区	岡山市南区藤田（旧藤田村都六区、旧藤田村錦六区）	6,536,504	478
	計	43,946,241㎡	4,154人

◇平成26年度末現在における土地改良区の財産状況は、次のとおりです。  
(平成27年5月31日調製)

摘 要	金 額
(資 産)	(円)
流 動 資 産	108,851,299
現金及び預金	108,851,299
一般会計	41,629,914
開発行為等同意協力金特別会計	65,871,607
藤田用水管理事業特別会計	1,349,778
未 収 入 金	174,200
未収賦課金	174,200
特 定 資 産	752,279,240
賦課金軽減基金見返預金	200,000,000
備荒基金見返預金	173,135,546
賦課金調整基金見返預金	192,712,718
役員総代退任慰労金・職員退職手当積立金見返預金	66,818,772
農地転用決済金見返預金	70,913,545
県営事業賦課金見返預金	141,184
国営事業補償工事見返預金	44,076,113
藤田用水整備積立金見返預金	4,481,362
固 定 資 産	104,379,061
土 地	12,365,000
建 物	83,738,513
備 品	7,975,348
出 資 金	300,200
資 産 合 計	965,683,800
(負 債)	(円)
長 期 負 債	7,641,180,748
借 入 金	7,641,180,748
そ の 他 負 債	752,279,240
賦課金軽減基金	200,000,000
備荒基金	173,135,546
賦課金調整基金	192,712,718
役員総代退任慰労金・職員退職手当積立金	66,818,772
農地転用決済金	70,913,545
県営事業賦課金	141,184
国営事業補償工事	44,076,113
藤田用水整備積立金	4,481,362
負 債 合 計	8,393,459,988

### ◇平成26年度特別会計児島湾締切堤防樋門閘門操作等委託作業収支決算

[収入] (単位：円)

科 目	金 額
前年度繰越金	2,764,411
作業受託収入	309,420,000
雑収入等	1,403,615
計	313,588,026

収入支出差引残額 金2,749,923円は  
平成27年度に繰り越す。

[支出]

(単位：円)

科 目	防潮水門	関連機場	児島湖管理	その他	計
点検整備費	1,125,950	5,833,995			6,959,945
施設管理費	94,037,632	23,833,076			117,870,708
施設費	2,671,165	7,511,895	12,201,012		22,384,072
調査費	79,250				79,250
諸油脂費	172,972	803,655			976,627
整備補修費	0	89,935,936			89,935,936
電力費	5,257,005	57,906,992		877,592	64,041,589
消費税				7,171,873	7,171,873
諸費				1,418,103	1,418,103
計	103,343,974	185,825,549	12,201,012	9,467,568	310,838,103

### ◇平成26年度藤田用水管理事業特別会計収支決算

[収入] (単位：円)

科 目	金 額
前年度繰越金	1,345,120
作業受託収入	69,012,000
管理賦課金	9,231,814
繰入金	0
雑収入等	1,584,694
合計	81,173,628

[支出]

(単位：円)

科 目	基幹水利施設	藤田用水	その他
点検整備費	1,434,922	151,104	
施設管理費	20,700,000	5,160,000	
施設費	570,332	310,690	
調査費	252,450		
諸油脂費	100,433	95,041	
整備補修費	19,537,200	48,600	
電力費	25,926,754	1,224,414	
諸費	1,139,016	987,615	20
整備積立金		1,254,350	
消費税	930,909	0	
小計	70,592,016	9,231,814	20
合計			79,823,850

収入支出差引残額 金1,349,778円は  
平成27年度に繰り越す。

## ◇平成26年度土地改良事業実績について

平成26年度土地改良事業は、農業基盤整備促進事業、小規模、非補助の各種土地改良事業を、合計37地区、事業費550,858千円で実施しました。

## ◎農業基盤整備促進事業

(1)農業用排水施設 **6地区** **208,358千円**

地区名	北七区6条2、西七区3-4条、北七区10条、北七区12条、西七区4条 北七区4番
-----	---

## ◎農業基盤整備促進事業（当初 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金）

(1)農業用排水施設 **2地区** **94,000千円**

地区名	西七区3条2の2、西七区5条1の2
-----	-------------------

## ◎小規模土地改良事業

(1)かんがい排水 **2地区** **20,000千円**

地区名	川張西町1番川、宗津東町5番川
-----	-----------------

## ◎非補助土地改良事業

(1)かんがい排水 **27地区** **228,500千円**

地区名	東畦21-3、内尾115、内尾1番中1号樋門、錦沖4北2、錦沖4南、 錦中14樋門、錦中29樋門、錦六区汐廻4、錦六区横7番川東樋門、 都六区横1北2、都六区横1南2、登り川東高低樋門、鞆津川2、宮島上、 西七区支線100号、西七区支線140号、北七区支線36号、 北七区支線73号、北七区支線80号、北七区3番、西谷川沖1東樋門、 西谷川丘1東樋門、宗津川丘2樋門、沖町11番川、宗津西町1番川、 宗津西町5番川、森崎丘4番川
-----	--

## 表紙の解説

名 称：錦六区機場

所 在 地：岡山市南区藤田2616

事 業 名：県営かんがい排水事業

設 置 年：昭和61年

受益面積：368ha

ポンプ形式：横軸軸流チューブラポンプ

使用目的：排 水

ポンプ口径：600mm（1台）、1,000mm（2台）

排 水 量：0.7m<sup>3</sup>/S×1台、2.4m<sup>3</sup>/S×2台

## ◇監査報告書

平成26年度の決算監査が行われ、平成27年度第1回臨時総代会にて下記のとおり報告されました。定款第20条の規定により業務及び財産の状況を監査するとともに、規約第40条の規定により、平成27年9月8日に理事長から提出された平成26年度事業報告書及び各会計の収入支出決算並びに財産目録について、平成27年9月8日から平成27年9月10日までの3日間監査した結果、いずれも正確適正であることを認めます。

平成27年9月10日



児島湾土地改良区

総括監事 和田 清  
監 事 難 波 廣 志  
監 事 枝 廣 政 孝

## 児島湖ふれあい環境フェアへ参加

児島湖流域の環境保全について県民の意識と関心を深めるため、岡山県では「児島湖ふれあい環境フェア」を開催しています。

児島湖が昭和60年に湖沼水質保全特別措置法に基づく指定湖沼に指定され、岡山県では5年ごとに湖沼水質保全計画を定め水質の改善に取り組んでいます。

その中で昭和62年から小・中学生による児島湖流域環境保全推進ポスターコンクールを行っており、優秀作品を表彰してきました。

今年も9月12日（土）に玉野市東七区の児島湖流域下水道浄化センターにて第24回「地域と下水道のふれあいデー」が開催され、その中で平成27年度児島湖ふれあい環境フェアとしてポスターコンクール入賞作品や啓発パネル等が展示されました。



環境保全啓発資材の配布・啓発活動

児島湾土地改良区では、児島湖流域環境保全対策推進協議会の会員として、毎年同フェアに職員が参加しており、今年も環境保全啓発キャンペーンとして、各ご家庭で使用していただく廃油処理剤を配布しました。

今後も児島湖の水質が改善されるよう、児島湖に係わるイベントに積極的に参加し、水質改善活動に取り組んでまいります。

**おくやみ**

総代 第7選挙区（岡山市南区中畦） 有安 金一氏 平成27年8月7日ご逝去  
故人には、改良区運営について多大な尽力を賜り、深く感謝するとともに、  
心よりご冥福をお祈りいたします。（総代期間：H20.8.2～H27.8.7）

◇ ◇ ◇ ◇ **第18期役員の任期満了について** ◇ ◇ ◇ ◇

現在の役員は、平成28年4月15日をもって任期満了となります。これに伴い第19期の役員選挙が、平成27年度通常総代会にて行われます。（通常総代会 H28年3月開催予定）

被選挙区	被 選 挙 区 域		理事定数	監事定数
第1区	岡山市南区	浦安本町、浦安西町、浦安南町、南輝、福成	1人	3人
第2区	玉野市	東七区、南七区、八浜町大崎、東高崎、槌ヶ原、宇藤木	1人	
第3区	岡山市南区	迫川、西高崎、宗津、片岡、川張、彦崎	1人	
第4区	岡山市南区	西七区、北七区	1人	
第5区	倉敷市 岡山市南区	藤戸町藤戸、藤戸町天城 植松	1人	
第6区	岡山市南区	東畦、内尾	1人	
第7区	岡山市南区	中畦	1人	
第8区	岡山市南区	曾根、西畦	1人	
第9区	岡山市南区	藤田（旧藤田村大曲、旧藤田村都）	1人	
第10区	岡山市南区	藤田（旧藤田村錦）	1人	
第11区	岡山市南区	藤田（旧藤田村都六区、旧藤田村錦六区）	1人	

## ○ お知らせ

平成28年8月1日をもって、第16期総代の任期が満了となります。

これに伴う総代選挙における期日等の詳細については、次号で詳細にお知らせします。

**組合費は口座振替をご利用下さい**

児島湾土地改良区の賦課金は口座振替をご利用いただけます。金融機関はJ A岡山・中国銀行・トマト銀行がご利用できます。口座振替をご利用していただければ、納付期日内の納付忘れがなくなります。ご希望の方は当土地改良区までご連絡下さい。

口座振替をご利用の方は、納付期日前に必ず残高の確認をお願いします。また今年度から口座振替の場合の領収書は、原則として発行しません。確定申告の際は、賦課金通知書（毎年7月に発行）と口座振替の預金通帳を提示していただくことで対応できます。領収書の発行をご希望される方は、下記の問い合わせ先までご連絡下さい。

お問い合わせは、賦課徴収係 TEL 086-262-0175へ

## ◇事務局人事異動

- 採用（平成27年 9 月 1 日付）  
堤防管理事務所 堤防管理係 星 島 裕（新採用）  
書記補
- 昇任（平成27年 6 月 1 日付）  
総務課 徴収担当課長 石 原 猛 裕（総務課 課長補佐）  
堤防管理事務所 所長 田 宮 克 志（堤防管理事務所 堤防管理係 係長）
- 配置換（平成27年 6 月 1 日付）  
次長 施設管理課長事務取扱 國 定 一 郎（次長 維持管理課・堤防管理事務所  
（再任用） 担当 維持管理課長事務取扱 再任用）  
維持管理課 課長 濱 田 達 典（堤防管理事務所 所長）  
堤防管理事務所 堤防管理係 岡 田 哲 明（堤防管理事務所 堤防管理係 主任）  
係長  
堤防管理事務所 堤防管理係 船 越 英太郎（総務課 賦課徴収係 書記）  
書記
- 退職  
平成27年 5 月31日付 中 西 弘 進（施設管理課 次長 嘱託）  
平成27年 8 月31日付 加 賀 睦（堤防管理事務所 堤防管理係 書記）

# ※ゴミの投棄をなくしましょう。

=きれいな川・美しい児島湖にしよう=

近年、混住化等の要因により、ペットボトルや空缶、肥料等のポリ袋、刈り取られた雑草等のゴミが不法投棄され、各地区の排水機場に集まりゴミの山となっています。さらに、タイヤや家電製品等の粗大ゴミも水路等に不法投棄されており、それらが機場の設備を損傷させる原因の一つとなるだけでなく、用水や排水にも悪影響を及ぼします。これを改善するには、我々一人一人が、川や水路をいつくしみ、ゴミ投棄撲滅の意識を更に高めていくことが、最善の策と思われます。きれいな川と美しい児島湖を取り戻し、親しみのもてる水辺環境にしていきたいと思います。

児島湾土地改良区からのお願いです。



児島湖から流れついたゴミ状況 締切堤防



大水門 浮遊物（ゴミ）状況

## 転用等、地区除外に伴う決済金について

### ◎農地を宅地等へ転用するとき

農地を宅地等へ転用される方は、土地改良法第42条の規定により土地改良区へ地区除外申請(農地転用)による決済手続きが必要です。

平成27年度の決済金等は下記のとおりです。

※市街化区域及び農業用施設に供するため200㎡未満の農地転用等についても、届出・決済等の手続きが必要です。 (平成27年度)

区 域	決済金	調査費	手数料	区 域	決済金	区 域	決済金
全 域	1㎡当たり <b>5.80円</b>	1㎡当たり <b>10円</b>	1筆当たり <b>1,500円</b>	都六区 (パイプライン)	1㎡当たり <b>25.06円</b>	都・大曲 (パイプライン)	1㎡当たり <b>35.06円</b>

なお、都六区、都・大曲地区は、パイプラインの供用開始に伴い上記決済金が必要です。  
また、1,000㎡以上の転用等については、別途協議が必要となります。

### ◎組合員の資格取得・喪失の届け出について

土地改良法第43条の規定により組合員から土地改良区に通知するよう義務づけられています。

1. 組合員が死亡した場合、相続または耕作する者からの通知
2. 組合員が農地の喪失または取得した場合（農地の売買、経営移譲、贈与等）、両者による通知
3. 住所を変更した場合

### ◎公共事業の転用決済金について

公共事業（道路、河川、学校用地、公園等）用地として買収または寄付される農地についても転用決済金の納付が義務づけられています。

### ◎農地の地目変更をするときは、必ず土地改良区にお届けください

農地を農地以外の地目に変更されるときは、法務局へ手続きされるだけでなく、土地改良区にも地区除外（農地転用）手続きが必要です。

この手続きをなされないと、当該土地の削除が行われずいつまでも賦課されることとなりますので、必ず届出をして下さい。

届出の用紙（農地転用等の通知書、組合員資格得喪通知書）は、土地改良区事務所の総務課に用意してありますので、手続きをしていただきますようお願いいたします。先ずはお気軽に電話でお尋ね下さい。

**(TEL086-262-0175)**